

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告します。

議案第 2 号 平成 23 年度岩国市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 15 号 平成 24 年度岩国市一般会計予算

本 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 6 号 平成 23 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 23 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号 平成 23 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 平成 23 年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 20 号 平成 24 年度岩国市簡易水道事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 24 年度岩国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 24 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 24 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 24 年度岩国市公共下水道事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 24 年度岩国市小規模下水道事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 24 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 31 号 平成 24 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 39 号 岩国市簡易水道条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 岩国市簡易給水施設等条例の一部を改正する条例

議案第 48 号 岩国市営住宅条例及び岩国市営改良住宅条例の一部を改正する条例

議案第 51 号 岩国市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 53 号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について

議案第 54 号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（その 2）の一部変更について

議案第 56 号 不動産の取得について

議案第 68 号 町の区域及び町の名称の変更について

議案第71号 市道路線の認定について  
議案第72号 市道路線の廃止について  
議案第73号 市道路線の変更について

以上23議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告申し上げます。

議案第15号 平成24年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、  
土木費の市営住宅等長寿命化計画策定事業に関し、

委員中から、当該計画と市営住宅ストック総合活用計画との関係について質疑があり、

当局から、「現在のストック総合活用計画は平成19年度に策定されたもので、中間期の見直しの時期であったが、公営住宅の建設や整備には多大な経費が必要となることから、

国が公営住宅ストックの更新コストの削減を目標とする長寿命化計画策定の指針を示したため、  
現在のストック計画の見直しを含め、新たに長寿命化計画を策定していくものである」との答弁がありました。

次に、土木費の道路維持管理費に関し、

委員中から、「米軍提供施設のパブリックアクセスロードは、3月6日午後10時から3月9日午前4時半まで、日米共同警護出動訓練のため閉鎖されるとのことであったが、

予定期間終了後も閉鎖状態が続いている。岩国市は経過をどのように把握し、対応しているのか」との質疑があり、

当局から、「閉鎖期間の延長について事前の連絡は一切なかったため、3月9日に延長の理由や期間の確認を行ったところ、3月12日に米軍から「保安上の懸念<sup>けねん</sup>があるので、これが解消されるまで閉鎖を継続する」という回答があった。

この回答内容は抽象的で不十分なものであるため、再度確認を行ったが今のところ明確な回答は得られていない。今回の閉鎖期間の延長はまことに遺憾<sup>いかん</sup>であり、

本施設を閉鎖する場合には具体的な理由や期間等も事前に通知するよう

改めて申し入れを行っている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「本市と中国四国防衛局、米軍の3者が交わした覚書<sup>か おぼえがき</sup>には、本施設を閉鎖する場合は事前に通知すると明記されているが、これに明らかに違反している。

本市は、毅然<sup>きぜん</sup>とした態度で直ちに是正<sup>ただ ぜせい</sup>の措置<sup>そち こう</sup>を講ずるよう求めるべきではないか」との質疑があり、

当局から、「委員御指摘のとおりであり、さまざまな負担を強い<sup>し</sup>られている市民のためにも、

事実確認を急ぎ、問題解決に向けて強い姿勢で取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

この問題について、委員中から、「当委員会として直ちに抗議<sup>ただ</sup>の意思を示すべきではないか」との意見がありましたが、「必要であれば議会として意思表示<sup>し</sup>をすべきであり、しばらくは事態の推移を見守るべきではないか」との意見が多数を占めました。

次に、債務負担行為調書<sup>さいむふたんこういちようしょ</sup>に関し、

委員中から、「山口県住宅供給公社の借入金<sup>かりいれきん</sup>に対する損失補償の債務負担行為が設定されていないが、本市の補償義務は消滅したのか」との質疑があり、

当局から、「住宅供給公社は、本年度末をもって解散され、国の愛宕山用地の取得予算が本年度中に執行される見込みであったことや、県から収支不足額約17億円については

市の負担は求めないとされたことから、債務負担行為の設定は行わなかったものであるが、損失補償の義務は消滅したわけではない」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「損失補償の義務が残っているのなら、予算書に記載するべきではないのか」との質疑があり、

当局から、「収支不足に対する本市の負担はない見込みであったため、債務負担行為の設定は見送ったものであるが、今後、万が一負担が生<sup>しょう</sup>じることとなった場合には、

新たに予算計上するなり、債務負担行為を設定するなりして、改めて議会の判断<sup>あお</sup>を仰いでいきたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。